

埼玉医科大学大学院学則

(昭和53年 3月24日制定)

改正	昭和57年 4月 1日	平成元年 4月 1日
	平成 3年 9月27日	平成 3年12月 1日
	平成 4年 4月 1日	平成 6年 4月 1日
	平成 7年 4月 1日	平成 8年 4月 1日
	平成 9年 4月 1日	平成10年 4月 1日
	平成11年 3月20日	平成12年 4月 1日
	平成13年 4月 1日	平成14年 4月 1日
	平成17年 4月 1日	平成18年 4月 1日
	平成19年 4月 1日	平成19年12月 1日
	平成20年 4月 1日	平成21年 4月 1日
	平成22年 4月 1日	平成24年 4月 1日
	平成25年 4月 1日	平成26年 4月 1日
	平成27年 4月 1日	平成28年 4月 1日
	平成29年 3月25日	平成30年 3月24日
	平成31年 3月23日	令和元年11月30日
	令和 2年 3月30日	令和 3年 3月27日
	令和 4年 3月26日	令和 6年 3月30日
		令和 7年 3月29日

目 次

- 第1章 総則
- 第2章 組織
- 第3章 修業年限
- 第4章 学年度、学期及び休業日
- 第5章 授業科目、研究指導及び履修方法
- 第6章 入学、留学、休学、転学及び退学等
- 第7章 課程修了及び学位の授与
- 第8章 除籍及び賞罰
- 第9章 学費
- 第10章 教員組織
- 第11章 運営
- 第12章 特別研究学生、協力研究員及び科目等履修生
- 第13章 補則
- 附 則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 埼玉医科大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 本大学院に置く課程は、修士課程及び博士課程とし、その目的は次のとおりとする。
- (1) 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。
 - (2) 博士課程は、専攻分野について、医学研究者として自立して研究活動を行うのに必要な、高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。
- 3 本大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的等を定めるものとする。

第2章 組織

(研究科・専攻・課程)

第2条 本大学院に、次の研究科、専攻及び課程を置く。

研究科名	専攻名	課程名
医学研究科	生物・医学研究系専攻	博士課程
	社会医学研究系専攻	
	臨床医学研究系専攻	
	医科学専攻	修士課程
看護学研究科	看護学専攻	修士課程

第3条 削除

第4条 削除
(定員)

第5条 各専攻の定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻	入学定員	収容定員
医学研究科生物・医学研究系専攻	10名	40名
医学研究科社会医学研究系専攻	4名	16名
医学研究科臨床医学研究系専攻	36名	144名
医学研究科医科学専攻	8名	16名
看護学研究科看護学専攻	10名	20名

第3章 修業年限

(修業年限・在学年限)

第6条 修士課程の標準修業年限は2年とし、博士課程の標準修業年限は4年とする。

- 2 各研究科の修士課程においては、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、2年の標準修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望することを申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 3 在学年限は、本条第1項の標準修業年限の2倍を超えることができない。

第4章 学年度、学期及び休業日

(学年)

第7条 学年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、第13条の規定により後期の始めに入学させた者の学年度は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学期)

第8条 学年度を分けて次の2学期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 大学創立記念日 5月4日
 - (4) 春季休業日 4月1日から同月7日まで
 - (5) 夏季休業日 7月11日から9月10日まで
 - (6) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- 2 学長は、必要により前項各号の休業日を変更し、あるいは臨時に休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

第5章 授業科目、研究指導及び履修方法

(授業科目及び研究指導)

第10条 研究科における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

- 2 研究科の各専攻における授業科目は、別表1から3のとおりとする。
- 3 研究指導については、別に定める。

(他の大学院等における研究指導)

第10条の2 研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

- 2 前項の研究指導のうち連携大学院に関し必要な事項は、別に定める。

(履修方法)

第11条 学生は、前条に定める授業科目について、別表に従って医学研究科では30単位以上、看護学研究科では32単位以上を履修しなければならない。

- 2 前項の単位の計算については、埼玉医科大学学則第13条の規定を準用する。
- 3 履修する授業科目の選定は、指導教員の指示に従うものとする。
- 4 指導教員が、研究指導上必要があると認めるときは、研究科長の承認を得て、他の専攻又は学部の授業科目を履修させることができる。
- 5 学生は、履修する授業科目を所定の届書に記載し、指定の期日までに研究科長に提出しなければならない。
- 6 この条に定めるもののほか、授業科目の履修について必要な事項は研究科委員会が定める。

(教育方法の特例)

第11条の2 本大学院は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修単位の認定)

第12条 履修単位の認定は、筆記又は口述試験若しくは研究報告等により行うものとする。

- 2 疾病その他やむを得ない事情のため、正規の試験を受けることができなかつた者には、追試験を受けさせることができる。
- 3 各授業科目の試験又は研究報告の成績は、A. B. C. Dをもって表し、A. B及びCを合格、Dを不合格とする。

第6章 入学、留学、休学、転学及び退学等

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学期の始めとする。ただし、学長は後期の始めに入学を許可することができる。

(入学資格)

第14条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 学校教育法第102条第1項に規定する学士の学位を有する者
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学に在学した者であつて、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
 - (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- 2 博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 学校教育法第102条第1項に規定する修士の学位を有する者
- (7) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学に在学した者であつて、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
(入学試験)

第15条 入学を志願する者は、入学検定料30,000円を添えて、所定の入学願書及び必要書類を指定の期日までに提出しなければならない。

2 入学者の選抜時期、選抜方法等は、別に定める。
(入学手続)

第16条 入学を許可された者は、所定の期日までに入学金その他の学納金を添えて、誓約書を提出しなければならない。

2 前項に規定する手続を取らない者は、入学の許可を取り消すことがある。
(留学)

第17条 本大学院との協定による国内外の大学院又はこれに相当する教育研究機関に留学しようとする者は、研究科委員会に願い出なければならない。

2 休学することなく留学できる期間は、原則として1年とする。ただし、教育上必要と認めるときは更に1年以内に限り延長を認める。
(休学)

第18条 疾病その他やむを得ない事由のため、3箇月以上修学することができないときは、所定の願書に必要書類を添えて、学長に願い出て休学することができる。

2 学長は、特に必要と認めた者には、休学を命ずることがある。

3 休学の期間は、1年を超えることはできない。ただし、特にやむを得ない事由があると認められるときは、更に1年を限り延長することがある。

4 休学の期間は、第6条第3項の修業年限に算入しない。
(復学)

第19条 休学期間の満了のとき又は休学期間中にその事由が削減したときは、所定の復学願により、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第20条 他の大学院に在学する者が、本大学院に転入学を願い出たときは、欠員ある場合に限り、選考のうえ、これを許可することがある。

2 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、所定の転学願により、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第21条 疾病その他の事由により退学しようとするときは、所定の退学願により、学長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第22条 前条の規定により退学した者で、退学後1年以内に再び入学を願い出る者があるときは、欠員のあるときに限り考査のうえ、これを許可することがある。ただし、研究科委員会が特に認めたときは、退学後1年を超える者についても再入学を認めることがある。

2 考査の方法、授業科目の履修その他必要な事項は、研究科委員会が定める。

第7章 課程修了及び学位の授与

(課程修了)

第23条 本大学院の修士課程の修了は、次のとおりとする。

(1) 所定の授業科目について、医学研究科では30単位以上、看護学研究科では32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

(2) 在学期間に関しては、研究科に2年以上在学すること。ただし、優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 本大学院の博士課程の修了は、次のとおりとする。

(1) 所定の授業科目について30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

(2) 在学期間に関しては、研究科に4年以上在学すること。ただし、優れた研究業績をあげた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

3 修了時期は学期の区分に従う。

(学位の授与)

第24条 前条の規定により課程を修了した者には、次の学位を授与する。

研究科・専攻	学位
医学研究科生物・医学研究系専攻(博士課程)	博士(医学)
医学研究科社会医学研究系専攻(博士課程)	
医学研究科臨床医学研究系専攻(博士課程)	
医学研究科医科学専攻 生体機能科学分野(修士課程)	修士(医科学)又は修士(臨床検査学)
医学研究科医科学専攻 生体医工学分野(修士課程)	修士(医科学)又は修士(医工学)
医学研究科医科学専攻 理学療法学分野(修士課程)	修士(医科学)又は修士(理学療法学)
看護学研究科看護学専攻(修士課程)	修士(看護学)

2 大学院医学研究科博士課程の課程を経ない者で、学位論文を提出し、その審査及び試験に合格し、前条に定める者と同等以上の学力があると認められた者には、博士(医学)の学位を授与する。

3 学位に関する事項は、埼玉医科大学学位規則で定める。

第8章 除籍及び賞罰

(除籍)

第25条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

(1) 故なくして3箇月以上授業料その他の学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 在学の期間が、修士課程にあつては4年、博士課程にあつては8年を超える者

(3) 死亡した者

(4) 行方不明の届出のあった者

(表彰)

第26条 優れた研究業績を挙げ、又は学生の模範となる者があるときは、学長は研究科委員会の意見を聴いてこれを表彰することがある。

(懲戒)

第27条 学生が、本学の教育方針に違背し、又は学生としての本分にもとる行為のある者は、学長は研究科委員会の意見を聴いてこれを懲戒する。

2 懲戒は、けん責、停学及び退学とする。

(退学の要件)

第28条 前条の退学は、次の各号の一に該当する者について行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の事由なくして出席常でない者

(3) 学則に違背し、又は本学の秩序を乱した者

第9章 学費

(学費)

第29条 入学金及び授業料は、次のとおりとする。

- (1) 入学金 (入学時のみ) 300,000円
- (2) 授業料 (年額) 博士課程 500,000円
授業料 (年額) 修士課程 700,000円
- (3) 施設設備費 (年額) 200,000円

2 第6条第2項の規定に基づき、当該標準修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的に履修して課程を修了することを認められた者(「長期履修生」という。)については、前項の規定にかかわらず、別に定める。

(学費の納入)

第30条 授業料は、所定の期日までに納入しなければならない。ただし、願い出により2期に分納することができる。

- 2 授業料は、休学又は停学中であっても徴収する。
- 3 退学、除籍又は懲戒退学の場合における授業料は、その納期に属する分はこれを徴収する。
- 4 授業料を所定の期日までに納入しないときは、授業への出席、図書閲覧、その他施設の利用を認めない。
- 5 学費の納入の時期その他細目については、別に定める。

第10章 教員組織

(教員組織)

第31条 研究科における授業は、本学の大学院教員が担当する。

- 2 研究科における研究指導は、本学の指導教員が担当する。
- 3 大学院教員及び指導教員の資格要件については、別に定める。

(研究科長)

第32条 各研究科に研究科長を置く。

- 2 選考については、別に定める。

第11章 運営

(大学院委員会)

第33条 本大学院に大学院委員会を置き、次の委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 各研究科長
- (3) 学校法人埼玉医科大学の理事若干名
- (4) 各研究科から選出された教員若干名
- (5) その他学長が必要と認め、大学院委員会の承認を得た者

(大学院委員会の役割)

第34条 大学院委員会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 各研究科の連絡調整に関する事項
- (2) 大学院と学部その他の機関との連絡調整に関する事項
- (3) その他学長の諮問事項

(大学院委員会の招集)

第35条 大学院委員会は、学長が招集し、その議長となる。

- 2 学長に事故あるときは、委員のうちからあらかじめ学長の指名する者が、その職務を代行する。

(大学院委員会の職務)

第36条 第33条から前条までに定めるもののほか、大学院委員会について必要な事項は、学長が定める。

(研究科委員会)

第37条 各研究科に、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会の構成員及び運営に関する事項は、別に定める。

(研究科委員会の審議事項)

第38条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものと

する。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（研究科委員会の招集）

第39条 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故あるときは、委員のうちからあらかじめ研究科長が指名する者が、その職務を代行する。

（研究科委員会の職務）

第40条 第37条から前条までに定めるもののほか、研究科委員会について必要な事項は、研究科委員会が定める。

第12章 特別研究学生、協力研究員及び科目等履修生

（特別研究学生）

第41条 国内外の他の大学院から大学院学生の研究指導の申入れがあったときは、研究科委員会の意見を聴いて受け入れることができる。

2 特別研究学生の受託規則は、別に定める。

（協力研究員）

第42条 公共又は民間の諸機関から学外研究者の研究指導の申入れがあったときは、研究科委員会の議を経て受け入れることができる。

2 協力研究員の受託規則は、別に定める。

（科目等履修生）

第43条 本大学院の学生以外の者から本大学院が定める所定の授業科目のうち、一又は複数の授業科目について履修の申入れがあったときは、研究科委員会の意見を聴いて受け入れることができる。

2 科目等履修生の受託規則は、別に定める。

（大学院研究生）

第44条 本大学院教員の指導を受け、特定の専門事項を研究しようとする者があるときは、研究科委員会の意見を聴いて受け入れることができる。

2 大学院研究生に関する事項は、別に定める。

第13章 補則

（補則）

第45条 この学則に定めるもののほか、別段の定めがない限り、学部学生に関する規定を準用する。

2 前項の規定により、学部学生に関する規定を準用するに当たっては、「教授会若しくは教員代表者会議」とあるのは、「研究科委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日）

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日）

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、平成元年度入学生については、改正後の規定にかかわらず、前年度の3月31日までに納入した入学金については、なお従前の額による。

附 則（平成3年9月27日）

この学則は、平成3年9月27日から施行する。

附 則（平成3年12月1日）

この学則は、平成3年12月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日）

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日）

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日）

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日）

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日）

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日）

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月20日）

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日）

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日）

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月1日）

この学則は、平成19年12月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成22年3月31日以前に入学した学生に係る授業料等学納金の額は、改正後の学則第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年4月1日）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年3月31日以前に入学した学生に係る別表3の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成28年4月1日）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月25日）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月24日）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月23日）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月30日）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月27日）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月26日）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月30日）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月29日）

この学則は、令和7年4月1日から施行する。